

第29回 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議 議事要旨

平成25年1月22日（火）16:00～18:20

中央合同庁舎3号館11階 特別会議室

【出席者】

中川座長、宇野委員、三本木委員、鈴木委員、辻本委員、道上委員、山田委員、足立水管理・国土保全局長

【ダム事業の検証の検討結果について】

○今回は、検討主体から国土交通大臣に報告された幾春別川総合開発事業、山鳥坂ダム、横瀬川ダム、布沢川生活貯水池の検討結果について説明を受け、有識者会議から意見等を述べた。

○委員の主な発言は以下のとおり。

- ・幾春別川総合開発事業、山鳥坂ダム、横瀬川ダムの3事業について、河川整備計画の目標を戦後最大規模の洪水としているが、確率規模を示すべきではないか。河川整備計画では、河川整備基本方針のように正確な確率評価となっていないことは理解するが、これからは、概ねどのくらいかを示せないものかと思う。これについては、例えば、100年のデータで既往最大があれば、理論上の分布とのずれがあり単純ではないが、概ね1/100になると言える。
- ・幾春別川総合開発事業については、事業費の点検の結果、地すべり調査が必要なために費用が増加しているとされているが、どういうところを精査して対策をするという具体的な説明が必要ではないのか。
- ・山鳥坂ダムについて、河川整備計画の目標を「戦後最大洪水と同規模の洪水を安全に流下させること。」としているが、この表現は、部分的に低い堤防が残ることと若干矛盾があると考えられる。
- ・部分的に低い堤防が残る整備計画と同等の安全度を確保する治水対策案をどのように立案しているのか整理しておくことが必要と考える。
- ・ダム検証は残事業費で評価するものであることは理解しているが、全体事業費で評価すると他の治水対策案とコストが同等となる。それでも肱川は大洲地点での流量を減らすことが重要であり、ダム案を支持

できると考えている。これについては、ダム検証は河川整備計画レベルで行っており、河川整備基本方針との連続性の観点が入っていないと考える。

- ・基本協定を締結した後に事業を中止した場合の補償の仕方など、住民が困らないように考えないといけないのではないかと考える。これについては、土地収用法に事業廃止に伴う損失補償の規定があるが、複雑な問題では特別法をつくるか、そうでなくても訴訟で争うことが可能である。
- ・山鳥坂ダムには河川環境容量があり、但し書きで流水の正常な機能の維持並びに自然の流れの回復を図るための容量とあるが、なぜこのような持って回った言い方をしているのか。これについては、中予分水への反対などの地域での経緯がある。概念整理は必要であるが、非常にいい言葉であると考えられる。

[地域の合意を得ながら進めてきた経緯である旨を事務局より説明]

- ・横瀬川ダムについては、洪水調節の便益と流水の正常な機能の維持の便益がほぼ同じになっている。流水の正常な機能の維持については、ルールに従い代替法で算出しているが、それでよいのか疑問がないか。これについては、現実的に非常に難しい問題であり、将来の課題であると考えられる。
- ・ダム検証は、B/Cだけでなく、総合的に評価する仕組みとしているところが大事であり、あまりB/Cの議論に引きずられるべきではないと考える。

[事業評価の際の便益の評価方法等について、別途研究会の中で検討している旨を事務局より説明]

- ・布沢川生活貯水池について、利水は水道事業者が主体的に判断することとし、正常流量はダムがない場合に単独ではできないとされており、治水が判断の決め手となっていると考えられる。
- ・北海道開発局の幾春別川総合開発事業、四国地整の山鳥坂ダム、横瀬川ダムは「継続」という内容であり、静岡県布沢川生活貯水池は「中止」という内容であった。これらは、基本的には、中間とりまとめで示した「共通的な考え方」に沿って検討されたものであると理解できる。